第3回都区財政調整協議会幹事会 協議内容

日 時:令和3年12月23日(木) 18:00~18:45

会 場:区政会館19階191会議室

出席者

都 側:田村区政課長、堀江課長代理(行政担当)、榎本課長代理(都区財政調整担 当)、伊藤課長代理(税務担当)、田代課長代理(財政担当)

区 側:長南葛飾区財政課長(幹事長)、石綿千代田区財政課長(副幹事長)、若杉 港区財政課長、武藤文京区財政課長、関井台東区財政課長、中島渋谷区財 政課長、中辻杉並区財政課長、保谷江東区財政課長、神田特別区長会事務 局調査第2課長

1 開会

(司会)

それでは、ただいまより、第3回都区財政調整協議会幹事会を開催いたします。

次に、委員の出欠ですが、本日は、都側委員のうち、佐伯委員、前田委員、 区側委員のうち、小池委員が欠席です。

それでは、本日の次第に沿って進めたいと思います。

なお、お手元の資料「令和4年度都区財政調整協議 個別課題についての都 区双方の考え方」に記載している内容については、発言があったものとみなし て、それを前提に議論をしていただければと思います。

本日の進め方ですが、まずは、都側より、「令和3年度及び令和4年度の財源見通し」について、説明いただき、その後、各提案事項の協議に入りたいと思います。

提案事項の協議は、「都側提案事項」、「区側提案事項」、「その他」の順に行いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、さっそく協議に入らせていただきます。

まず、「令和3年度及び令和4年度の財源見通し」について、都側より説明 をお願いいたします。

2 令和3年度・令和4年度財源見通し

(都側委員)

それでは、まず財源見通しについて説明いたします。

東京都の令和4年度予算及び令和3年度補正予算の編成作業は、現在も続いておりますので、本日のところは、口頭での説明とさせていただきます。

また、本日説明する内容は、あくまで現時点での財源見通しであり、また税制改正が予定されている事項の一部についても、影響額は反映されておりません。今後、変動がありうることをお断りしておきます。

それでは、まず令和3年度の財源見通しについてです。

調整税等の見込みは、当初フレームと比べ、固定資産税が、約51億円、率にして0.4%の減、市町村民税法人分は、約1,941億円、率にして49.7%の増、特別土地保有税については、ほぼ予算額と同額、法人事業税交付対象額は、約159億円、率にして26.6%の増、となることで、それぞれ見込んでいます。

これらを合わせた調整税等の総額は、当初フレーム比で、約2,048億円、率にして11.5%の増と見込んでいます。

これを財調交付金55.1%相当で計算しますと、約1,129億円の増となり、普通交付金が約1,072億円の増、特別交付金が約56億円の増となります。

財源見通しは、このようになっておりますが、普通交付金については、当初 算定時に約363億円の算定残が発生していましたので、約1,435億円が最終的な 算定残となる見込みです。

続いて、令和4年度の財源見通しについて説明いたします。固定資産税は、 1兆3,543億3千6百万円、市町村民税法人分は、5,506億9千4百万円、特別 土地保有税は、1千万円、法人事業税交付対象額は、746億1千万円、固定資 産税減収補塡特別交付金は、3百万円、これらを合わせた調整税等の合計は、 1兆9,796億5千3百万円と見込んでいます。

これを55.1%相当で計算しますと、1兆907億8千9百万円となり、これに、令和2年度の精算分、185億4千8百万円を加味した交付金総額では、1兆1,093億3千7百万円となります。

この結果、普通交付金の額としては、1兆538億7千万円と見込んでいます。

ただいま申し上げました財源見通しを、令和3年度当初フレームと比較すると、固定資産税は、率にして3.3%の増、市町村民税法人分は、40.9%の増、法人事業税交付対象額は、25.0%の増、固定資産税減収補塡特別交付金は、100.0%の減、と見込んでおり、調整税等の全体では、11.6%の増と見込んでいます。普通交付金総額では、精算分の影響も加え、約1,241億円、率にして13.3%の増となる見込みです。

次に、基準財政収入額の見込みについてです。各項目の収入見込額を申し上 げます。

特別区民税が、8,947億8千2百万円、軽自動車税環境性能割が、3億4千4百万円、軽自動車税種別割が、35億3百万円、特別区たばこ税が、629億4千2百万円、利子割交付金が、22億9千6百万円、配当割交付金が、156億9

千8百万円、株式等譲渡所得割交付金が、178億7千8百万円、地方消費税交付金が、2,009億5千8百万円、ゴルフ場利用税交付金が、3千万円、環境性能割交付金が、30億8千5百万円、地方特例交付金が、60億3千7百万円、その他の譲与税等が、160億1千7百万円、特別区民税特例加減算額が、マイナス86億7千1百万円、地方消費税交付金特例加算額が、184億3千3百万円となり、基準財政収入額合計では、令和3年度フレーム対比で、205億4千9百万円、率にして1.7%増の、1兆2,333億3千2百万円を見込んでおります。

基準財政収入額の見込方法等、詳細については、この後、担当から説明させていただきます。

続いて、基準財政需要額ですが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、約2兆931億円となっています。なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として、約200億円を含んでいます。

その結果、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和4年度の普通交付金所要額は、約8,598億円となり、調整税等の見通しから計算した普通交付金の総額が、この所要額に比べ、約1,941億円超過すると見込んでいます。

以上が、現時点での財源見通しです。

続いて、令和3年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明いたします。

先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約1,435億円となる見込みです。

この取扱いについては、都区財政調整条例第8条第2項及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算するのではなく、基準財政需要額の追加 算定を行い、普通交付金で交付することといたします。

この普通交付金の再算定に当たっては、令和3年度の財政需要を改めて見直した上で、次の項目について検討を進めています。

本年10月7日には足立区で震度5強の地震が観測され、その後も山梨県で震度5弱、茨城県で震度4など、関東近県を震源地とした地震が複数回発生していること、また、今後30年以内に70%の確率で、マグニチュード7級の首都直下地震が起こると予測されていることを鑑み、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要等に係る経費について、再算定で算定すべきと考えております。

最後に、今回説明しました、財源見通しの情報の取扱いについて一言申し上げます。

東京都の予算編成作業は現在も続いており、本日お示しした金額は、編成途中の見込み額です。

このため、本日説明した情報については、取扱いに十分御注意ください。 財源見通し等に関する説明は以上です。

3 基準財政収入額見込み

(司会)

続いて、基準財政収入額の見込みについて、都側より説明をお願いいたします。

(都側委員)

それでは、私から、基準財政収入額見込みの概要について、説明いたします。

令和4年度の基準財政収入額は、1兆2,333億3千2百万円と、令和3年度フレームと比べて、205億4千9百万円、率にして1.7%の増を見込んでおります。

これは主に特別区民税の増によるもので、「ふるさと納税」による寄附金税 額控除は増えているものの、雇用・所得環境の改善による総所得金額の増など により、約234億円、率にして2.7%の増を見込んでおります。

軽自動車税種別割については、平成31年度及び令和3年度税制改正において グリーン化特例の対象が重点化されたことにより、特例で税率を軽減する対象 台数の減が見込まれ、収入見込額が増額となる影響を反映しております。

続いて、軽自動車税環境性能割及び環境性能割交付金については、自動車税 環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減が本年12月で終了すること に伴い、いずれも増額を見込んでおります。

なお、地方特例交付金のうち自動車税減収補塡特例交付金及び軽自動車税減 収補塡特例交付金については、令和3年度をもって算定を終了しております。

地方消費税交付金については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者への対応として令和2年度に徴収猶予の特例が実施され、令和3年度は、令和2年度の地方消費税収の一部が流入し収入増となりました。令和4年度は、徴収猶予の特例による令和3年度からの流入がほとんどないことから、その反動減を見込んだ結果、地方消費税交付金特例加算額とあわせて約83億円、率にして3.6%の減を見込んでおります。

なお、本日説明した令和4年度の基準財政収入額は、現時点の見込みです。 現時点で税制改正の大綱及び政府予算案は決定されておりませんが、今後、 これらの内容について適切に反映させるものと考えております。変動が生じた 項目については、次回幹事会にて、改めてお示しいたします。

続いて、配布資料の、「平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区

民税影響見込額(令和3年度分)」を御覧ください。

こちらは、収入項目の一つである特別区民税特例加減算額の、令和4年度の 区別算定に係る基礎数値となります。

資料の数値については、すでに、都区双方の事務方で確認しておりますが、 改めて確認ください。

特例加減算額の措置については、「当分の間」とされているため、来年度以降も同様に確認していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

(区側委員)

ただいま、財源見通しについて、都側より説明がありました。説明をいただいた事項について、私の方から、区側意見を述べさせていただきます。

それでは、最初に、令和3年度の再調整について、区側の考えを申し上げます。

先ほど都側から、再調整項目として、災害時に避難所となる公共施設の改築 需要等に係る経費について、提案がありました。

その点について異論はありませんが、区側としては、再調整で算定すべきその他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきと考えます。

具体的には、商工振興費(中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対策分)の令和3年度における利子補給及び信用保証料補助に係る経費や、耐震診断支援等事業費、学校運営費の学校教育ICT化関連経費及び学校諸室冷暖房設備整備経費、授業目的公衆送信補償金、また、放課後児童クラブ事業費の見直しが挙げられます。

次に、令和3年度の財源見通しについてですが、総額が当初フレーム比で約2,048億円の増、率にして11.5%の増と見込まれております。例年に無い大幅な乖離の要因について、都側の見解をお伺いいたします。

最後に、令和4年度の財源見通しについてですが、ただいまの都側の説明では、今般の税制改正による影響については精査中ということでした。いまだ協議中の事項もあることから、財源を踏まえた対応については、必要があれば、次回具体的な内容を提案させていただきます。

(司会)

調整税等の収入見込みに関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

ただいま、区側から今年度の財源の大幅な伸びの要因について、都側の見解を求める発言がありました。

都の予算編成は現在も続いていることから、現時点で、確たることを申し上 げることはできません。

今後、都の予算編成が進み、所管部局へ確認した上でお示しさせていただき たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、区側からは再調整すべき事項として、商工振興費(中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対策分))の提案がありました。これは昨年度の協議においても区側から提案があり、合意したところです。

本年8月の区長会総会において、ただいま提案のあった緊急対策分を需要算定していることを説明した際、新型コロナウイルス感染症対策経費は、国が全額負担すべきものであり、財調で算定するべき経費ではないという主旨の発言もありました。

本事業については、新型コロナウイルス感染症対策に係るものとして提案されております。

都といたしましては、本幹事会において区側提案として提案されているため、23区の総意としての提案と理解しておりますが、念のため、その理解でよろしいか確認させていただきます。

(区側委員)

ただいま、都側より発言がありました件について、私の方から、区側意見を述べさせていただきます。

かい離の要因については、確認ができ次第、お示し下さいますよう、よろし くお願いいたします。

また、商工振興費(中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対策分))については、先ほど都側からの発言にもありましたとおり、令和4年度財調協議の区側提案事項でもあり、区側の総意としての提案です。

(司会)

ただいまの、都区双方の発言に対し、何か意見等がありましたらお願いいた します。

4 協議(都側提案事項)

(司会)

それでは、これより協議に移らせていただきます。

最初に、「都側提案事項」から進めてまいります。何か意見がありましたら

お願いいたします。

○ 道路改良工事費の見直し(態容補正)

(都側委員)

私からは、道路改良工事費の見直しについて、発言いたします。

前回区側から、「財調算定上は、重複する施工面積を一致させれば良く、都 側提案のように減算する金額を一致させる必要はない」との発言がありまし た。

現在、道路と同様に、都市計画交付金により算定された公園事業の改修に要する経費を公園費の態容補正により減算をしております。

これは、平成31年度財調協議における投資的経費の公園費の見直しで、公園 改修費を算定することとなったことから、「都市計画交付金との重複部分につ いて割り落とす態容補正を新設する」との区側提案を受け、合意をしたもので す。

その際、公園費の態容補正では、都市計画交付金算定対象の地方負担額をそのまま減算する方法で行うことを都区間で確認し、現在もそのように算定しています。

都市計画公園整備事業の都市計画交付金の算定に当たっては、財調単価又は 実施単価のいずれか低い額としているため、実施単価がどのような単価になろ うとも、都市計画交付金算定対象の地方負担額と財調の公園費における減算額 は一致します。

一方、前回の区側発言は、財調算定上、減算金額を一致させなくても良いということになり、道路橋りょう費と公園費の減算額の考え方に齟齬が生じていると思いますが、いかがでしょうか。

なお、前回区側から、「今回の都側提案は、都市計画交付金算定対象の地方 負担額と土木費の減算額を同額とするものであり、これにより、実質的に都市 計画交付金対象事業の財源保障がなされなくなることを意味する」といった発 言や、財源保障についての質問がありましたが、今回の都側提案は、区と都で 減算方法を確認した公園費の態容補正の考え方に倣うものです。

(司会)

この件に関して、区側から意見はありませんか。

(区側委員)

都側から説明のありました、道路改良工事費の態容補正の見直しについて発言をいたします。

まず、都側発言にありました公園費の態容補正における減算についてですが、都側発言のとおり、都市計画交付金算定対象の地方負担額をそのまま減算する方法となっています。しかし、都市計画公園整備事業における都市計画交付金算定対象の地方負担額は、財調単価を上限にして面積を乗じたものとなっていることから、事実上、道路改良工事費の減算と同様の考え方であり、齟齬は生じておりません。

むしろ、区側としては、都市計画公園の更新・改修事業について、都市計画 交付金の単価設定が財調単価を上限としているため、都市計画交付金算定対象 の地方負担額と減算額が同額となっており、財源保障がなされていないことが 問題であると考えています。

このため、区側はこれまでも都市計画公園整備事業にかかる都市計画交付金算定対象の地方負担額のみが、財調単価を基に交付されることから、毎年、

「都の施策及び予算に関する要望」の中で実績と乖離して算定されている工事 単価の引上げを求めています。また、財調協議においても抜本的な見直しを求 めております。

道路改良工事費と公園費で減算方法が異なるのは、都市計画交付金の単価設定が道路と公園で異なることによるものであることから、財調単価を上限としている都市計画公園整備事業の単価設定を見直すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

また、他の都市計画交付金算定事業と同様に、都市計画公園整備事業における単価を実績に変更していただければ、当然に公園費の態容補正も道路改良工 事費と同様に、財調単価と面積による減算方式に変更すべきであると考えま す。

また、第2回幹事会でも申し上げましたが、道路改良工事費の態容補正について、このような見直しの提案を行う都側は、各区が行う都市計画事業の財源保障についてどのようにあるべきと考えているか、見解を伺います。

(司会)

本件に関して他に意見はありませんか。ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

5 協議(区側提案事項)

(司会)

それでは、次に「区側提案事項」の協議に入らせていただきます。何か意見が ありましたらお願いいたします。

○ 特別交付金

(区側委員)

私からは、特別交付金について2点発言いたします。

1点目は、「特別交付金の割合の引下げ」についてです。

都側が特別交付金の割合を5%から2%に引き下げる必要がないと考える理由は、5%を大きく超える規模で申請されていることのみなのか、見解を伺います。

2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてです。

第1回幹事会から区側より提案している、都側が統一対応として算定除外している事業について、毎年度全区に提示するという提案に対して、「事務の軽減に繋がっていないことから、今回の区側提案には合意するものではない」との発言がありました。

提案の内容は、都側がこれまで各区に算定除外として示した事業をまとめて、全区に提示していただきたいというものです。

各区に対して個別に示しているものを、全区に周知するものであり、何ら問題はないと考えます。周知する必要がないと考えるのであれば、その理由を伺います。

(司会)

この件に関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

ただいまの区側発言に対する都の見解は、次回述べさせていただきます。

(司会)

本件に関して他に意見はありませんか。

ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

○ 都市計画交付金

(区側委員)

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

第2回幹事会において、都側から区側の提案に対する見解が示されましたので、それぞれの項目について、改めて都側の見解を伺います。

まず、都側より「都区間で認識に違いがある」との発言がありましたが、具体的にどのような認識の違いがあると考えているのか、都側の見解を伺います。

また、都側より「財調協議の場ではなく、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を踏まえながら」との発言がありました。

なぜ、都側は、財調協議の場ではなく、各区から直接聞くこととしているのか、理由を伺います。

次に、都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善についてですが、 都側より「予算の見積りに当たり、各区の状況をお伺いした上で所要額を積算 しております。」との発言がありました。

第1回幹事会で申し上げたとおり、特別区の都市計画交付金対象事業費は増加傾向にあります。それにもかかわらず、平成29年度以降、都市計画交付金の予算額を200億円に据え置き、増額しない理由について、都側の見解を伺います。

また、予算化に当たり、各区の状況を具体的にどのように所要額の積算に反映しているのか、伺います。

次に、都市計画事業の実態を検証するための情報の提示についてですが、財 調協議の場で検証する必要はないとのことですが、その理由について、都側の 見解を伺います。

最後に、都市計画事業のあり方についての協議体の設置についてですが、都 側より明確な回答がありませんでした。都側としては、協議体の設置は不要と いう認識なのか、見解を伺います。

(司会)

この件に関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

都市計画交付金について、まず、「都区間の認識の違い」や「協議の場」について回答をさせていただきます。

都市計画税は、都が賦課徴収する目的税であり、法律により特別区にその一定割合を配分することとされている調整税等とは制度上の性格が異なります。このため、都としては、この財調協議の場において、都市計画交付金を議論するものではないと認識しております。今後も、都市計画交付金については、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等をお伺いしながら、都において検討し、適切に対応していくものと考えております。

次に、「都市計画交付金の予算」について質問がありました。予算の見積りに当たっては、毎年度、各区が策定した事業計画に基づき、一件ごとに事業の実施状況を精査した上で、所要額を積算し、必要な予算額を確保していると認識しております。

(司会)

本件に関して、他に意見はありませんか。ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

○ 保育所等の利用者負担の見直し

(区側委員)

私からは、保育所等の利用者負担の見直しについて発言いたします。

第1回幹事会において都側から質問のあった、国基準の状況については、変化があったものではありません。

区側は第2回幹事会において、都側からの質問に対し、事実に基づかない発言をしたものではなく、事実を確認した上で発言したものであることは、申し上げるまでもありません。

次に、第2回幹事会において区側から、特別区の実態を踏まえた設定とする ことが適切であることについて、区側の考え方とその根拠をお示しいたしまし た。

国が定める上限額による設定が、特別区の実態を踏まえた設定よりも、標準 区における保育料設定として合理的かつ妥当な水準とする根拠について、改め て都側の見解を伺います。

(司会)

この件に関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

ただいま、区側から「都側からの質問に対し、事実に基づかない発言をした ものではなく、事実を確認した上で発言したものであることは、申し上げるま でもありません。」との発言がありました。

では、なぜ第2回幹事会において、都の発言に対し、「変化があったものではない」と発言されなかったのでしょうか。

区側は財調協議会において、「課題を解決するために、お互いの立場を尊重 しながら、議論を尽くしていくことが大事であると考えております。真摯に対 応いただきますよう、よろしくお願いいたします。」と発言されています。

都は区側の認識論の回答に対し、事実の確認をしただけであり、それに対して、「申し上げるまでもありません」という発言は、お互いの立場を尊重しながら議論を尽くすということになるのでしょうか。

区側からこのような発言があったことは、非常に残念であります。

次に、国が定める上限額による設定が、特別区の実態を踏まえた設定より も、標準区における保育料設定として合理的かつ妥当な水準であるとする根拠 について、都の見解を申し上げます。

これまでの協議において「保育所等の利用者負担額については、子ども・子育て支援法において、施設型給付費に係る利用者負担額は、『政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額』とされ、同法施行令において、保護者の市町村民税所得割課税額による階層区分ごとに負担額が定められ、この額が、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準とされていること、地方交付税に係る標準団体行政経費において、私立施設の施設型給付費、及び地方財政措置とされる公立施設の施設型給付費は、国基準の利用者負担額を前提に積算されていること、を踏まえ、都区財政調整における標準区経費の設定として、合理的かつ妥当な水準は、国の基準によるべきもの」と回答しているとおりです。

(司会)

本件に関して、他に意見はありませんか。

ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

○ 耐震診断支援等事業費

(区側委員)

私からは、耐震診断支援等事業費について、発言いたします。

第2回幹事会において、都側から質問がありました、特定財源の設定について、お答えいたします。

まず、都側から指摘のあった「現在実施されている都補助事業や国庫補助事業の活用」という点について、区として異論もありません。

次に、実績単価については、区側調査結果による特定財源総額を事業件数で 除して算出いたしました。

(司会)

この件に関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

区側から、特定財源の「実績単価については、区側調査結果による特定財源 総額を事業件数で除して算出」したとの説明がありました。

今回区側が実施した調査結果を改めて確認すると、事業実施件数の一部にしか補助が該当していないと報告している区が複数あります。

そのため、「特定財源総額を事業件数で除して算出」された単価は、本来の 実績単価と比較し過少となり、標準区経費の単価としては妥当でないと考えま す。

標準区経費の設定に当たり、特定財源については、直近の令和3年度の負担 割合や補助限度額等に基づき、事業費に見合った額で設定すべきと考えます。

また、耐震診断等助成費に係る事業費単価については、国補助・都補助の活用を想定した事業であることから、区単事業に係る経費を除くなど、設定根拠となる区側の実績を改めて精査の上、国や都の補助限度額の範囲内で設定すべきと考えます。

なお、耐震診断等助成費に係る事業件数については、前回幹事会において、 都の耐震改修促進計画に記載されている、平成30年住宅・土地統計調査を基に した令和2年3月末時点の推計値により設定しているとの説明がありました。

当計画は、住宅の耐震化について、令和7年度末までに目標の達成を図ることとしています。そのため、標準区経費の設定に当たっては、自然更新率を踏まえて推計した、行政として耐震化を図る必要がある令和7年度時点の未耐震化件数を基に、事業費件数を設定すべきと考えます。

(司会)

本件に関して、他に意見はありませんか。ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

○ 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費

(区側委員)

私からは、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費について、発言いたします。 第2回幹事会において、都側から「都事業については、都民が都内のどこに 住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責 任をもって定めたものであり、合理的かつ妥当な水準」との発言がありまし た。

幼児教育・保育の無償化が行われた令和元年10月に、国は30万8,400円を無償化の基準といたしました。これを受けて、都は当時の都内幼稚園の平均保育料が33万円であることから、生活保護世帯等を除き、保護者の負担が生じないように、差額の2万1,600円を補助することとしています。

一方で、都内幼稚園の平均保育料は、年々上昇しており、都の「令和3年度都内私立幼稚園入園児(4歳児)納付金調査」によれば、令和3年には36万6,639円となっており、都補助額を差し引いても、約3万7千円の保護者負担が生じています。

区側としては、当初提案した通り、区側の実態での算定が合理的かつ妥当な水準であると考えていることに変わりはありませんが、都側が、都事業が合理的かつ妥当な水準であるとするならば、少なくとも、現在の都内平均保育料と都補助基準の差額は、あるべき需要として財調に算定すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

(司会)

この件に関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

今の件については、前回お答えしたとおりです。

(司会)

本件に関して、他に意見はありませんか。ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

○ 35人学級への対応

(区側委員)

私からは、35人学級への対応について、発言いたします。

第2回幹事会において、都側から確認のあった点についてお答えいたします。

経常的経費について、まず、1点目の測定単位「児童数」の経費を児童数の 測定単位の引下げに当たり、標準区経費も同様に引き下げ、単位費用に増減が 生じないよう調整する理由をお答えします。

これは当該経費が児童数に連動した経費を算定しているため、児童数の引下 げに合わせて、標準区経費を引き下げなければ、本来必要な経費に対して、過 大な算定となってしまうことから提案したものです。

続いて2点目、測定単位「学級数」で算定している経費については、先ほどの測定単位「児童数」の経費と異なり、経費は基本的に学級数に連動したものであることから、現算定を据置きとしております。

なお、この2点については地方交付税制度においても同様の対応が図られています。

次に、投資的経費についてですが、区側の提案としては、35人学級への対応 として、特別区に発生する普通教室への転用経費は、実態を踏まえて算定すべ きと考えており、単位費用での時限的な算定を提案したものです。 区案に沿って整理されるべきとの考えに変わりはありませんが、現時点で都 区の見解を一致させることは困難であるため、単位費用ではなく、態容補正で の算定とする修正案を提案いたします。

本修正案は態容補正により、実施区平均の1室当たり整備単価と転用教室数 を乗じることで算定するものです。

(司会)

この件に関して、都側から意見はありませんか。

(都側委員)

測定単位「児童数」及び「児童生徒数」の標準区経費を引き下げる理由については、本来必要な経費に対して、過大な算定となるためとのことでありました。

都としてもその考えは理解するところではありますが、区側からは「標準区 経費の該当箇所を引き下げることで、最終的に単位費用に増減が生じないよう 調整を行う。」こうした旨の発言のみで、その引下げに係る具体的な方法につ いての提示がありません。

区側提案の妥当性を判断するに当たっては、引下げに係る具体的な方法の確認が不可欠であります。そのため、早急にその方法についてお示しをいただきたいと思います。

なお、これで全てを網羅しているという風に考えておりませんが、引下げの 方法についての都側として気付いた点を論点メモとしてまとめておりますので 参照いただければと思います。

資料1が引下げの方法に関する確認事項です。資料2が令和3年度のいわゆる算定本のうち、測定単位「児童数」に関する部分となっております。

ここで一つ例をあげて説明をさせていただきます。

資料2-3の「要保護・準要保護児童就学援助費積算」については、国等の 単価及び標準行政規模における各項目の要保護児童、準要保護児童の人数によ り、積算がされています。

このうち、上から4行目の「通学費」の歳出の積算基礎では単価40,520円×7人となっております。この単価は国単価を使用しているため、調整するのは人数ということになると思いますが、どのように調整するのでしょうか。測定単位である児童数の内訳となる数字でもあるため、整数とする必要がありますが、端数はどのように扱うのでしょうか。その場合、金額はどこで調整するのでしょうか。

また、逆に単価を調整する場合はどのようなものがあるのでしょうか。

一例を述べましたが、この事例以外にも、国や都の基準等で定められている 単価を参照しているものもあるため、どの単価を調整し、どの人数を調整すべ きなのか。また、児童数、児童生徒数を測定単位とする補正について言及があ りませんが影響はあるのか、ないのか等、整理すべき点は多数存在しておりま す。

測定単位「児童数」、「児童生徒数」の標準区経費、補正など算定に必要な数字の全てについてどのように調整するかの提示をお願いいたします。

都における検証の時間も必要となりますので、早急に提示していただけなければ、本件についての合意は困難であると言わざるを得ません。早急な対応をお願いいたします。

次に、区側は測定単位「学級数」で算定している経費については、測定単位 「児童数」の経費と異なり、学級数に連動したものであることから据置きにし ているとのことでありました。

しかし、前回幹事会における都の発言内容は、測定単位「学級数」の性質を聞いたものではなく、その内訳についての見解を伺ったものであります。

都としては、測定単位「学級数」で算定している経費にも、児童が使用する机やイスといった経費が含まれており、それらは1学級40人として積算されているものと考えております。そのため、35人学級への対応により、1学級あたり5人分の経費が過大となることから、経費の見直しについて、見解を伺ったものです。

区側は単位費用に増減が生じないよう調整する理由は、過大な算定となることを避けるためと発言されておりますが、測定単位「学級数」で算定している 経費について、見直しを行わない理由を改めてお伺いいたします。

次に投資的経費についてですが、区側から、態容補正での算定という修正案が示されたことを受けて、都側として確認すべき点について、標準行政規模の 見直しと同様に、資料3のとおり、論点メモとしてまとめました。

こちらも一つ例をあげて説明をさせていただきます。

論点メモの中段にあります一教室当たり費用の一番上の欄。平成31年度財調協議における同様の区側提案に対し、都側は「特別教室ごとに改修経費は異なることは明白であり、特別教室ごとに経費を設定すべき」と発言をしておりますが、今回の提案にはどのように反映されているのか伺っております。この他、多数の確認事項を記載してありますので、対応をよろしくお願いいたします。

(司会)

本件に関して、他に意見はありませんか。

ないようですので、その他に意見がありましたらお願いいたします。

6 その他

(司会)

ないようですので、次に「その他」の協議に移らせていただきます。何か意 見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日これまでに出された意見の整理を事務局にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、次回の日程について確認をさせていただきます。

今回で3回の幹事会を行ったところですが、まだ都区双方で意見の一致しない事項がありますので、引き続き個別事項に関して協議を進めてまいりたいと思います。

また、次回幹事会では、幹事会としてのとりまとめまでいたりたいと思います。

第4回幹事会は、1月5日(水)、午後6時の開催を予定しておりますので、 よろしくお願いいたします。

それでは、本日の幹事会はこれで終了いたします。

※上記は都側で記録したものである。